

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	大野東松山線
供用開始の区間	比企郡ときがわ町大字大野字上ミ一二七三番地先から同郡同町大字大野字上ミ一三三三番一地先まで
供用開始の期日	令和元年十一月十三日
備考	令和元年十一月十二日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長六八・一〇メートル。